

台風等の影響による対応について

台風等により「東京 23 区東部」に「警報」が出ている場合は、校内活動については下記のとおり対応する。

1. 午前 6 時 30 分に暴風警報、大雨警報のいずれかが出ている場合

→ 自宅学習

※ 「例外事態発生時の対応（付則）」

道路交通上の障害や交通機関の運行に混乱が発生し、危険を認めた場合は、無理をすることなく登校を中止し、「自宅学習」とすること。その際には必ず学校へ連絡すること。

※ この基準の運用に関する電話による学校への問合せは避けること（例外事態発生時の連絡を除く）。各自が、上記の基準に従い判断すること。

※ 23 区東部とは、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区の 7 区